



最初に条文を掲載

関連知識を一覧表示

語呂合わせも満載

図解が豊富

関連条文は比較(並べて)学習! 学習経験者だからこそできる効率化を実現!



関連する条文をまとめて学習するメリットとは?

例えば、関連する意匠法60条の3と商標法68条の2

エフィシエントテキスト

92 ● 最新エフィシエント課題テキスト 意匠法

第6章の2 ジュネーブ改正協定に基づく特例

第1節 国際登録出願 (出ていく出願)

本節は、日本国民等が日本国特許庁を通じて国際出願 (国際登録出願) を行うことができるようになるための規定である (H26改正P.128参照)。

国際登録出願 (60条の3)

第60条の3 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所 (法人にあっては、営業所) を有する外国人は、特許庁長官に登記の国際登録に関するジュネーブ改正協定 (以下「ジュネーブ改正協定」という。) 第1条(4)に規定する国際出願 (以下「国際出願」という。) を行うことができる。この場合において、経済産業省令で定める要件に該当するときは、二人以上が共同して国際出願をすることができる。

意匠法 60条の3

① 提出事項

- 「国際出願」(1項) = 国際登録のための出願 (ジュネーブ1条(4))
→ マドプロと異なり、基礎出願又は基礎登録は必要ない。
- 国際出願をすることができる者 (1項)
 - 日本国民
 - 日本国内に住所若しくは居所 (法人にあっては、営業所) を有する外国人
→ ジュネーブ3条及び4条の規定を踏まえたものである (青本60条の3参照)。

ポイント

経済産業省令で定める要件に該当するときは、二人以上が共同して国際出願をすることができる (1項後段)。
→ 共同出願者全員が上記出願人資格を有している必要あり (青本60条の3参照)。

3. 提出先 → 特許庁長官に国際出願をすることができる。

ポイント

国際事務局に対し直接に出願することもできる。
→ 国際事務局に対し直接に出願をするのみ、それとも日本国特許庁を通じて出願するのは、出願人の選択に委ねることとしている(ジュネーブ4条(1)(a)、青本60条の3)。

4. 「国際登録出願」(2項)

- = 1項の規定による国際出願
- 国際登録出願の願書等 (2項)
 - 国際登録出願をしようとする者は、以下の1及び2を提出しなければならない。
 - (1) 経済産業省令で定めるところにより作成した願書 (英・仏・ス) (H26改正P.128参照)
 - (2) 必要な物件

LEC東洋リーガルマインド 特許士

第68条の2 ジュネーブ改正協定に基づく特例 ● 93

国際登録出願 (商標法68条の2) [改正]

第68条の2 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所 (法人にあっては、営業所) を有する外国人は、特許庁長官に登記の国際登録に関するマドリード協定の1999年6月27日にマドリードで採択された議定書 (以下「議定書」という。) 第2条(1)に規定する国際登録 (以下「国際登録」という。) を受けようとする者は、特許庁長官に次の各号のいずれかを基礎とした議定書第2条(2)に規定する出願 (以下「国際登録出願」という。) をしなければならない。この場合において、経済産業省令で定める要件に該当するときは、二人以上が共同して国際登録出願をすることができる。

- 特許庁に所属している自己の商標登録出願又は特許権登録出願 (以下「商標登録出願等」という。)
- 自己の商標登録又は特許権登録 (以下「商標登録等」という。)
- 国際登録出願をしようとする者は、以下の1及び2を提出しなければならない。
- 必要書類
- 必要書類

商標法 68条の2

① 確認事項

- 出願人資格及び基礎出願又は基礎登録の有無 (1項)
 - 国際登録出願をすることができる者
 - 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所を有する外国人
→ マドプロ2条(1)(i)の規定に基づいたもの
 - 2以上が共同して国際登録出願をする場合
基礎出願又は基礎登録が共同出願又は共有である、その共有者全員が国際登録出願の出願人資格を有することが必要である (青本68条の2参照)。
- 出願の形式等 (2項)
 - 国際登録出願をしようとする者は、以下の1及び2を提出しなければならない。
 - (1) 経済産業省令で定めるところにより作成した願書 (英・仏・ス) (H26改正P.128参照)
 - (2) 必要な物件

まとめて学習

相違点

- ジュネーブ特例 (意匠法) では、マドプロ特例 (商標法) とは異なり、基礎出願又は基礎登録は不要。
- ジュネーブ特例 (意匠法) では、国際事務局にも特許庁長官にも出願できるが、マドプロ特例 (商標法) では、必ず、特許庁長官に出願しなければならない。

共通点

日本国特許庁を通じて国際登録出願 (出て行く出願) ができる旨及びその主体並びに願書の提出義務について規定

efficientに学習!

商標法テキストに掲載されている68条の2



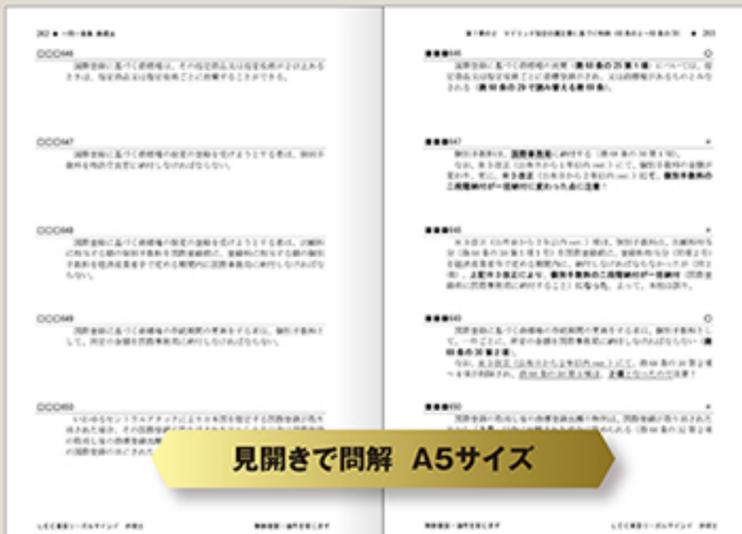
確認事項を省略

左記でいうと、「国際登録出願の主体等について規定する意60条の3と、これに対応する商68条の2」は、個別に学習するよりまとめて学習するのが効率的 (efficient) です。両規定の共通点と相違点が手に取るように分ります。

他にも、比較してまとめたほうがよい条文として

- 延長登録無効審判シリーズ (特125条の2vs特125条の3)
- 特許法訂正シリーズ (特126条vs特120条の5vs特134条の2)
- 実用新案法訂正シリーズ (実14条の2第1項vs第7項)
- 権利の回復シリーズ (上四法)
- 無効理由シリーズ (上四法)
- 不正競争防止法の営業秘密vs限定提供データ等が挙げられます。

一問一答問題集



携帯しやすいA5サイズの問題集

見開きで問題と解答が確認できる構成となっていますので、スキマ時間に解答力を磨くアイテムとして最適です。理由付けもしっかりしているので、短答だけでなく、論文、口述と最終合格まで使い込めます。さらに、他の問題集にはない「直近の改正によりどこがどう変わったのか」がわかる解説付き。

講師による講座テキストまるわかり動画公開中!



見開きで問解 A5サイズ